

平成30年7月豪雨後の取組

■ 危機管理体制の整備



- 専任の危機管理組織を設置
- 情報収集・整理・伝達を中心とする総務班と避難所開設・運営を担う福祉班を増員し、体制を強化
- 職員への一斉メールを導入し早期に初動体制を確立

■ 情報収集・情報伝達



- 災害情報等を職員間で共有するため、住宅地図情報システムを導入
- 被害のあった御調川と砂川に危機管理型水位計を設置
- 情報伝達の強化として、一斉電話、LINE、市公式アプリの導入

■ 防災訓練・防災教育



- 令和元年5月に市内全域で「市民避難訓練」を実施し、避難情報の周知とともに避難場所までの経路を再確認
- 災害前の備えや災害時に一人ひとり取るべき行動を整理した計画「マイ・タイムライン」の普及

■ 防災リーダーの養成



- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成研修を府中市で実施。各町内会から一人以上の防災士の誕生を目指す。

■ 避難場所の見直し



- 市が開設する避難場所を地域性と災害危険度などを考慮し、一次開設10か所、二次開設5か所に見直し

■ 備蓄品の充実と分散備蓄



- 避難場所や孤立が予想される地域へ物資を分散して備蓄
- 段ボールベッドやプライバシー確保のため間仕切り、非常用電源としてポータブル発電機を整備
- 災害時に物品や資機材など早急に確保するため民間事業者と協定を締結

■ 災害ごみの処理



- 初動体制から最終処理までの災害廃棄物処理の一連の流れを明確化するため、「災害廃棄物処理計画」を策定

■ 内水浸水対策



- 暫定対策として、中須町（中須西之町）に固定式大型ポンプ2台設置
- 中須ポンプ場の整備（令和8年度供用開始予定）
- 市内全域の内水浸水対策として、可搬式小型排水ポンプ14台の導入
- 止水板、住宅嵩上げの補助金制度を創設

平成30年7月豪雨 災害復旧・生活生業再建支援パッケージ

府中市災害復旧・生活再建支援チーム

1 基本方針

- 府中市では平成30年7月30日をもって災害対策本部を廃止した。同日付で、被災した市民や事業者の一日も早い生活再建・事業継続を実現する観点から、全庁組織である「災害復旧・生活再建支援チーム」を設置し、市を挙げての災害復旧やライフラインの強靱化、生活・生業の再建に向けた取組を本格化した。
- 具体的な取組を進めるに当たり、国県の制度をフル活用するとともに、既存の制度では救済されないケースに対しては府中市独自の施策を講じた。こうして、迅速かつ切れ目のない災害復旧・復興を全力で推し進める。

2 具体的な対応策

1 生活の再建

①宅地内に流入した土砂、がれきの処理

- ア)市による撤去：自助共助では対処が困難な事案に対し、早期復旧・公衆衛生上の観点から行政による撤去作業を実施
- イ)償還払い制度：7月豪雨に対する国の特例措置を適用し、被災者自らが業者委託した宅地内土砂・がれき等の撤去費用のうち相当額を遡って市から支給

②浸水により被害を受けたし尿便槽の緊急抜き取り経費の支援

- ・市の「緊急し尿収集実施要綱」を適用し、個人住宅に係る今回の浸水被害に伴う流入量相当分に対するし尿収集経費の全額を補助

③被災者への災害見舞金制度の創設

- ・今回の7月豪雨の特例として、府中市独自の災害見舞金を給付。特に関係法令で対象外となっていた「半壊未満」の被害に対しても一定の配慮。[住家被害のうち全壊10万円、大規模半壊5万円、半壊3万円、半壊に至らない1万円、その他住居以外の被害一律5千円]

④【参考】平成30年7月広島県豪雨災害義援金の配分

- ・県を通じて本市に配分された義援金について、市の配分委員会に諮った上で支給
(県の配分基礎(第一次配分)：人的被害及び床上浸水以上の被災者に対し一律5万円)

⑤町内会が実施した災害救助・復旧活動等に対する支援

- ・今回の7月豪雨においては、気象情報・避難情報の伝達誘導、要支援者へのケア、避難所の運営、地域が一丸となった共助による復旧作業の取組など町内会が担った役割には大きなものがあつたと同時に、今後の防災活動における重要性に鑑み、町内会による災害活動を支援(遡及適用)
全町内会へ基礎額1万円 + 町内会ごとの被害状況に応じ2～4万円を加算

⑥被災者への市営住宅の提供

- ・被災による住宅困窮世帯に対し市営住宅を無償提供(6か月間、更新可能)。県内の被災者からも要望があれば提供

⑦災害援護資金の貸付を受けて生活の立て直しを行う被災者への利子補給

- ・被災者(全壊・半壊等)が生活の立て直しを行う場合の「災害援護資金貸付制度(預託融資)」を措置。また県と市町との協調による利子補給制度が整備され、府中市においても協調実施

⑧被災者に対する生活相談・心のケア

- ・保健師等派遣によるチームケアを展開。また、県が創設する「県地域支え合いセンター」の取組に連動して「府中市地域支え合いセンター」を開設

⑨税・料の減免措置

- ・介護保険料、国保税、市民税、固定資産税、保育料、水道料金・下水道使用料を被害程度(床上浸水以上)に応じ減免
- ・介護サービス、医療費の本人負担についても一定の減免措置あり
- ・その他国民年金、後期高齢者医療保険については、国・広域連合において減免措置

⑩各種証明手数料の免除

- ・災害保険や金融機関への提出書類として求められる住民票など各種証明書類の交付手数料を免除

2 生業の再建

①中小企業・小規模事業者の生産活動の再開、事業継続支援

- ・「府中市中小企業等災害支援事業」の創設
ア)設備更新 :補助率 1/2、上限150万円 イ)修理修繕 :補助率 7/10、上限50万円
- ・商工会議所と連携して国の「グループ補助金」を活用

②農地及び農道水路など農業用施設の復旧支援(個人施工)

「農地・農業用施設災害復旧支援事業」を創設し、国県の補助事業(40万円以上)に該当しない小規模な災害に対する独自の支援制度を講じるとともに、受益者が業者に発注する施工を誘導することで早期復旧・生産再開に寄与する。

- ア)農地に流入した土砂の撤去や畦畔の修理など :補助率 3/4、上限30万円
- イ)ため池、農道、水路、頭首工の復旧、水路の土砂撤去など :補助率 3/4、上限30万円

③農業者の生産活動の再開、事業継続支援

国が打ち出した「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、府中市独自の補助率を嵩上げし、市の補助制度を創設

国制度 (補助対象)	(補助率)	市独自の嵩上げ
ビニールハウス等の更新、修繕 農業用機械の更新、修繕 ビニールハウス内の土砂撤去	従来 1/3 ▼ 今回の特例 5/10	2/10

3 災害復旧の加速

①山地(裏山)崩落に対する復旧補助制度等の創設

- ア)「小規模崩壊地復旧事業(県制度)」に対する受益者負担を従来の30/100から7月豪雨災害の特例として15/100に軽減
- イ)「裏山崩壊地復旧支援事業」を創設し、国県の補助事業(100万円以上)に該当しない小規模な災害に対する独自の支援制度を講ずるとともに、受益者が業者に発注する施工を誘導することで早期復旧に寄与する。
 - ・ 補助率 1/2、上限50万円

②急傾斜地崩壊対策事業の加速

- ・ 自然災害を防止し、がけ崩れから人家、道路等を守る

③公共土木施設の災害復旧の加速

- ・ 9月下旬から順次国の承認を受けて、緊急性の高い箇所を11月から順次発注

④農地・農業施設の災害復旧の加速(公共施工)

- ・ 10月から順次国の承認を受けて、緊急性の高い箇所を12月から順次発注

⑤農地及び農道水路など農業用施設の復旧支援(個人施工)

4 ライフラインの強靱化

上水道の管路網更新計画の策定

- ・ 今回の災害において他市町では甚大な水道施設被害が発生し、住民生活に極めて深刻な影響を及ぼしたことを踏まえ、早期に水道管路網の点検並びに診断結果に基づく具体的な管路更新計画を策定し、管路の強靱化に着手する必要がある。
- ・ このため、3か年で企画していた基礎調査(H30年度)、総合評価・更新計画(H31、32年度予定)を一括実施する方式に改め、計画策定期間の1年短縮を図る。